

オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金交付要綱の
制定について

〔 27 生産 第 2796 号 〕
平成 28 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成30年 4 月 1 日29生産第2314号

この度、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業について、別添新旧対照表のとおりオーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金交付要綱（平成28年 4 月 1 日付け27生産第2796号農林水産事務次官依命通知）の一部が改正されたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金交付要綱

(通則)

第1 オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業実施要綱(平成28年4月1日付け27生産第2794号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、オーガニック・エコ農産物の安定供給体制を構築するために、新規就農・転換者の定着拡大、生産者と実需者の連携の強化、消費者の理解増進など生産、流通・販売及び消費に渡る多様な取組の支援を目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、実施要綱別表に定める民間団体等(以下「補助事業者」という。)が行うオーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を地方農政局長等(補助事業者の主たる事務所が所在する都府県を管轄する地方農政局長をいう。ただし、北海道に主たる事務所が所在する補助事業者で実施要綱第2の1のオーガニックビジネス実践拠点づくり事業(以下「実践拠点づくり事業」という。)を行う場合及び実施要綱第2の2の全国推進事業(以下「全国推進事業」という。)を行う場合にあつては大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者で実践拠点づくり事業を行う場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第6 地方農政局長等は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第7 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約等）

- 第8 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争等に付し、又は随意契約をすることができる。

- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止または廃止の承認）

- 第9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 別表、経費の欄に掲げる補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を地方農政局長等及び官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58号ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第13 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、第12に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から、1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書正副2部を地方農政

局長等に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15 地方農政局長等は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第16 地方農政局長等は、第9第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第17 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第18 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認については、第17第2項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第19 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3、第10関係）

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金	1 オーガニックビジネス実践拠点づくり事業	定額	経費の欄に掲げるそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減	1 補助事業者の名称変更 2 事業の中止又は廃止 3 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 4 国庫補助金の増又は事業費の30%を超える増
	2 オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築全国推進事業 (1)オーガニックプロデューサー派遣事業 (2)生産・実需情報共有・調整システム構築支援事業 (3)消費者・実需者等理解増進活動支援事業 (4)新規参入・定着等促進支援事業	定額		

別記様式第1号（第4関係）

平成〇〇年度オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道における実践拠点づくり事業及び
全国推進事業については農林水産大
臣、沖縄県における実践拠点づくり事業に
ついては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度において、平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があつた事業計画内容のとおり事業を実施したいので、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金交付要綱第4の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

- (注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
- 2 計画承認の事業内容から変更があるときは、本文中の「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があつた事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があつた事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した当該資料ページを添付して提出すること。
- 3 申請の際には以下の書類を添付すること。なお、事業実施計画書に添付したものから変更がない場合は省略することができる。
- (1) 定款、規約及び収支予算（又は収支決算）
 - (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
 - (3) 事業費の積算根拠の確認に必要な見積書等の写し
- 4 交付決定前に着手した場合は、本交付申請書中に備考欄を設け、着手の年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載すること。

別記様式第2号（第8関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第9関係）

平成〇〇年度オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道における実践拠点づくり事業及び
全国推進事業については農林水産大
臣、沖縄県における実践拠点づくり事業に
ついては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇したいので、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- (注) 1 交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前と変更後が分かるように2段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。）した該当資料ページを添付して提出すること。
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものだけに添付すること。
2. 本文中の「〇〇したいので」の〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。また補助事業を中止又は廃止しようとする場合にあっては、「変更の理由」を「中止（又は廃止）の理由」とすること。
3. 補助金の額が増額する場合は、件名の「変更等承認申請書」を「変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する」を「オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金交付要綱第4及び第9の規定に基づき、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する」とすること。

別記様式第4号（第12関係）

平成〇〇年度オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

官署支出官 〇〇農政局総務部長（又は総務管理官） 殿

北海道における実践拠点づくり事業及び全国推進事業については

農林水産大臣

官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官

沖縄県における実践拠点づくり事業については

内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官 沖縄総合事務局総務部長

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇生産第〇〇号で交付決定通知のあったオーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金（〇〇〇〇事業）について、（注）オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金交付要綱第12の規定により、別紙により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

（注）遂行状況報告書を兼ねる場合は、本文中の（注）のあとに「オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金交付要綱の第13の規定により、その遂行状況を別紙のとおり報告する。また、併せて、」を挿入すること。

(別紙)

平成〇〇年度オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)概算払請求書

(平成〇〇年〇月〇日 現在)

区分	補助事業に 要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況 報告 第〇・四半期 末の出来高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄 予定出来高	金額	〇月〇日迄 予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

(注) 遂行状況報告を兼ねる場合は、「遂行状況報告」欄を記入すること。

別記様式第5号（第13関係）

平成〇〇年度オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道における実践拠点づくり事業及び
全国推進事業については農林水産大
臣、沖縄県における実践拠点づくり事業に
ついては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金交付要綱第13の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第14第1項関係）

平成〇〇年度オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道における実践拠点づくり事業及び
全国推進事業については農林水産大
臣、沖縄県における実践拠点づくり事業に
ついては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金交付要綱第14第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額としてオーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 交付申請時に提出した計画書を添付すること。ただし、事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった」旨を加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し及び確認のための資料（出来高設計書及び財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 4 外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。
- 5 事業を適切に実施した事実が確認できる資料（写真、検討会等の資料及び議事録、成果物等）

別記様式第7号（第14第3項関係）

平成〇〇年度オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道における実践拠点づくり事業及び
全国推進事業については農林水産大
臣、沖縄県における実践拠点づくり事業に
ついては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあったオーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金について、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業推進費補助金交付要綱第14第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号（第19関係）

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 _____

地区名		地区	事業実施年度			平成 年度		農林水産省所管補助金名									
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
									国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。